

まちの減災ナース指導者® 5年更新申請に関するQ&A

まちの減災ナース指導者®の意義と更新申請について

「まちの減災ナース指導者®」とは、災害時に備え、地元密着型の減災に関する研修会や訓練等で看護の視点を踏まえた知識や技術の普及を行う「まちの減災ナース」を育成する看護職を指します。人材育成により、発災時には被災地域に居住するまちの減災ナースが住民と共に、自主防災組織等で支援活動を実施することを目指しています。

地元で減災活動に取り組むまちの減災ナース指導者®は、災害急性期の支援だけではなく、その後のまちの復興、まちづくりにも大きな役割を果たします。5年の節目を迎えた更新申請は、これまでの活動を振り返る機会としていただき、今後もまちの減災ナース指導者®としてご活躍いただきたいと思います。

以下は、5年更新に関するQ & Aをまとめたものです。ご自身が行った活動が申請可能かどうかを判断する際の参考にしてください。

申請対象となる期間

Q.
まちの減災ナース指導者育成研修を受講していた時の育成プログラムは申請できますか？

A.
5年間の申請対象期間は、**研修終了後～現在**に至るまでですので、**研修時に作成した指導計画は申請の対象になりません**。

ただし、研修終了後に実際の研修開催に向けて**手直しして作成したもの**はこの限りではありません。



※研修修了後は研修を修了した日を指します。**研修終了後～認定証が届くまでの期間に行った活動**も認められます。

実践について

Q.
被災地での災害支援活動は申請できますか？

A.
申請できます。**「地域での減災活動」の「災害発生時の（中略）被災者・傷病者に対する看護」（1回あたり10ポイント）**に該当します。

Q.
「まちの減災ナース指導者」としてではなく、「まちの減災ナース」としての活動は申請できますか？

A.
申請できます。**「地域での減災イベントへの参加」（1件あたり5ポイント）**に該当します。企画・運営等に関わった場合は、**「地域での減災イベントへの参画」（1件あたり10ポイント）**に申請できます。

Q.
まちの減災ナース（指導者）のLINEグループ作成は申請できますか？

A.
申請できます。**「まちの減災ナース間のネットワーク構築」（5ポイント）**に該当します。指導者同士のネットワークであれば、**「まちの減災ナース指導者間のネットワークを構築できる」（5ポイント）**に該当します。



研修について

Q.
まちの減災ナースとしての活動が新聞やテレビで紹介された場合は申請できますか？

A.
申請できます。**「社会活動等」の「一般市民やマスコミ等での普及活動」（1件あたり10ポイント）**に申請できます。依頼文書がなければ、掲載された記事・動画のURL等を申請していただいても構いません。

Q.
災害看護に関する大学院に通っている場合は何ポイント申請できますか？

A.
在学1年につき5ポイント申請できます（5年のうち3年間大学院に行っていた場合は $5pt \times 3年 = 15$ ポイント申請可能）。在学期間がわかる書類を提出してください。

その他ご質問があればお問合せください。

一社）日本災害看護学会認証制度委員会